

令和5年度 介護サービス情報公表制度 指定調査機関選定基準

	審査大項目	審査内容	審査根拠	審査にあたってのポイント	審査項目	評価
1	介護保険制度に関する知識	介護保険に関する知識を必要とする業務実績の有無	第4号様式の2	介護サービス情報公表制度に関する調査事務の実績等、その他介護保険に関する知識を必要とする業務の実績があるか。	介護サービス情報公表制度に関する調査事務の実績がある	3
					介護保険に関する知識を必要とする業務の実績がある	2
					介護保険に関する知識を必要とする業務の実績がない	1
2-①	事業の運営方針①	事業の運営方針の具体性	第4号様式の3	事業の運営方針に具体性・実現性があるか。 (スケジュール、具体的取組が記載されているか)	具体性・実現性が十分にある	3
					具体性・実現性が概ねある	2
					具体性・実現性が不十分である	1
2-②	事業の運営方針②	調査事務の質確保のための取組	第4号様式の3	・相談・苦情及び事故防止等に対する体制を構築するか。 ・研修等により調査員の質の確保・向上に取り組むか。	具体性・実現性が十分にある	3
					具体性・実現性が概ねある	2
					具体性・実現性が不十分である	1
3	人員体制	調査員の確保がなされているか	第4号様式の4	調査にあたって必要な人員数を確保できるか。(又は確保できる見込があるか)	調査に必要な人員が十分に確保できている	3
					人員確保の計画に具体性がある	2
					人員確保の計画に具体性が乏しい	1
4	神奈川県等との連携を図るために整備した体制	神奈川県、その他政令指定都市又はこれらの指定を受けた調査機関との連携を図るための取組	第4号様式の5	調査水準の維持等のために神奈川県、その他政令指定都市又はこれらの指定を受けた調査機関と連携を図るか。	連携内容の具体性が十分にある	3
					連携内容の具体性が概ねある	2
					連携内容の具体性が不十分である	1
5	中立性・公平性	中立性・公平性の確保に向けた取組	第4号様式の6	当該法人が調査しようとする介護サービスを、当該法人自ら提供しておらず、調査対象サービスを現に提供する事業所との間で利害関係にないか。	中立性・公平性が十分に保たれている	3
					中立性・公平性が概ね保たれている	2
					中立性・公平性の確保が不十分である	1
6	財務状況	経営状況に問題がないか	損益計算書	直近の損益計算書において当期純利益がプラスであるか。	プラスである	3
					0である	2
					マイナスである	1

〈留意事項〉

- 上記評価にかかわらず、募集要項に定める応募要件を満たさない場合は審査対象としない。
- 21満点中14点以上で合格とする。
- 審査大項目3「人員体制」の考え方

- ・調査に必要な人員が十分に確保できている(3点) → 第4号様式の4で調査可能件数(見込数)に対応できる体制が整っていることを確認
- ・人員確保の計画に具体性がある(2点) → 第4号様式の4で調査可能件数(見込数)に対応できる体制を整える見込があり、かつ調査員確保の計画も具体性があることを確認
- ・人員確保の計画に具体性が乏しい(1点) → 第4号様式の4で調査可能件数(見込数)の遂行に向けた計画や調査員確保の計画が具体性・実現性に乏しいものであることを確認

【補足】調査期間について

【調査期間：令和5年9月1日～令和6年3月20日(実質営業日132日として設定)】